

共和会役員及び評議員の報酬並びに  
費用弁償に関する規程

社会福祉法人 共和会  
救護施設 新生園

## 共和会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人共和会（以下「この法人」という。）定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員（理事、監事）及び評議員に対し支給する報酬並びに費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

### (報 酬)

第 2 条 この法人は、役員に次の各号に掲げる職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- (1) 定款第 23 条から第 27 条に規定する理事会に出席した場合
- (2) 定款第 18 条に規定する監査を行った場合
- (3) 理事長が法人及び施設運営のための業務にあたった場合
- (4) その他、職務のため必要な会議等に出席した場合

2 評議員には、定款第 8 条に定める金額の範囲内で、次の各号に掲げる職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- (1) 定款第 9 条から第 14 条に規定する評議員会に出席した場合
- (2) その他、職務のため必要な会議に出席した場合

3 役員及び評議員が理事長の要請により研修・視察等に参加した場合、報酬を支給することができる。

4 この法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、報酬は支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第 3 条 この法人の全理事の報酬総額は、年間 350 万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間 50 万円以内とする。

3 役員及び評議員の報酬額は、第 2 条第 1 項及び第 2 項については別表 1、同条第 3 項については別表 2 に定める額とする。

### (費用弁償)

第 4 条 この法人は、役員及び評議員が職務を遂行するために要する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の費用を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、第 2 条第 1 項及び第 2 項については別表 1、同条第 3 項については別表 2 のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、役員及び評議員に支給する旅費については、この法人の旅費規程による。

(報酬等の支給方法)

- 第 5 条 報酬等の計算期間は、毎月 1 日から末日までの期間とし、末日に支給する。ただし、その日が休日にあたるときはその前日とする。
- 2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。ただし、通貨をもって支給することもできる。
- 3 同一日に 2 以上の会議に出席した場合及び 2 種以上の職務を兼ねた場合は、1 日として計算し、重複して支給しない。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

(公 表)

- 第 6 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

- 第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 則)

- 第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 1 3 年 1 2 月 5 日から一部改正施行する。
- 3 この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 4 この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日（評議員会の議決日）から一部改正施行する。
- 5 この規程は、令和 2 年 6 月 1 1 日（評議員会の議決日）から一部改正施行する。

別表1 会議出席等職務執行に係る報酬額（第3条、第4条関係）

職名	報酬額	交通費（車賃として）
理事長	月額 200,000円	(公共交通機関) 実費 (自家用車) 1キロメートルにつき20円  (注2、3を適用する)
理事	日額 20,000円	
監事	日額 20,000円	
評議員	日額 20,000円	
その他、本規程を適用する委員		
評議員選任・解任委員	日額 20,000円	
第三者委員	日額 20,000円	

別表2 研修等参加に係る報酬及び旅費の額（第3条、第4条関係）

区分	報酬	旅 費				
		日 当	鉄道賃	車 賃	航空賃	宿泊料
理事 監事 評議員 その他 委員	日額 20,000円 (理事長を 除く)	(宿泊) 3,200円 (日帰り) 1,600円	旅客運賃、 急行料金及び 特急料金又は 座席指定料金	(公共交通機関) 実費 (自家用車) 1キロメートルに つき20円	現に支払 った旅客 運賃の額	(甲地) 10,900円 (乙地) 9,800円

## 注

- 1 鉄道賃の急行料金は、急行列車を運行する路線にあつては片道50キロメートル以上、特急列車を運行する路線にあつては片道100キロメートル以上のものに支給する。ただし、理事長が必要と認めた場合は、特別車両料金を支給することができる。
- 2 自家用車を利用した場合の車賃は、片道2キロメートル未満については支給しない。
- 3 用務地が八束町である場合の車賃は、町外在住の役員を対象とし、次のとおり支給する。

安来市	880円
松江市	560円
玉湯町	840円
出雲市	1,840円

- 4 宿泊地の区分については、政令指定都市（東京都、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市、札幌市、仙台市、川崎市、北九州市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市、相模原市、熊本市）を甲地方とし、その他の地域を乙地方とする。